

平成28年度 図書館教育全体計画

- ・日本国憲法
- ・教育基本法
- ・学校教育法
- ・学習指導要領
- ・横浜版学習指導要領
- ・学校図書館法

- 学校教育目標**
- 【知】 未来を開く学習意欲
 - 【徳】 広い心でつながる思い
 - 【体】 市伸動体（いっしんどうたい）
 - 【公】 深めよう地域とのつながり
 - 【開】 ハッシン！市場の伝統

- ・学校の教育課題
- ・生徒の実態
- ・教職員、保護者の願い

学校図書館教育目標
意欲的・探求的な学習活動を支え、柔軟で豊かな心をはぐくむ。

学校教育目標・学校図書館教育目標を実現するための具体的な目標

- 【知】 「わかる・楽しい授業」づくりを目指し、意欲的且つ根気よく問題解決する態度を育てる。
- 【徳】 規範意識や礼儀を大切に、広い視野と豊かな体験のもと、自分そして相手の人格を尊重する心や態度を育てる。
- 【体】 自他の生命と体を大切にするとともに、望ましい生活習慣を身につけ、健康づくりと心身の成長に取り組む態度を育てる。
- 【公】 地域の人たちとの深いつながりを通して、共に支え合い、地域に貢献しようとする態度を育てる。
- 【開】 地域・日本・世界の伝統や文化に関心をもって尊重しながら、国際社会の発展のために力を発揮しようとする態度を育てる。

学校図書館の機能 教育課程への寄与・健全な教養の育成

学習・情報センターの機能

- ・自発的、自主的な学習に取り組むことができる場。
- ・適切な資料、情報を得て、学習の充実が図られる場。
- ・図書などから情報を得ることができる場。
- ・自分の考えたことや調べたことを様々な媒体を通して発信できる場。
- ・学習したことを交流する中で、さらに知りたいことを深める学習を確保する場。
- ・学習の成果を蓄積できる場。

読書センターの機能

- ・本に親しむきっかけとなる場。
- ・自由に好きな本を選んで読む場。
- ・様々な本を知ることができる場。
- ・知りたいことを調べるために必要な本を読む場。
- ・好きなことへの興味、関心を高める場。
- ・静かに本を読みふけることを確保してくれる場。
- ・本に関する様々な情報を得られる場。
- ・読書交流を通して、読書の楽しみを深められる場。

「学校図書館の機能の充実」を目指す計画

- 学校図書館教育全体計画**
- ・学校教育目標と学校図書館教育目標の関連性を明確にした計画
（横浜版学習指導要領に基づく学校図書館教育）

学校図書館教育指導計画
教育課程の展開に寄与する学校図書館を活用した学習指導の計画

- 《学校図書館教育指導計画生徒目標》
- ・資料を活用して主体的に課題解決する力を育てると共に、読書を通して自分の考えを深める。

司書教諭・学校司書・学校図書館担当者年間活動計画

- ・学校図書館教育を計画的、継続的に展開し、司書教諭、学校司書そして学校図書館担当者が年間を見通して活動するための計画